

平成30年度 保存版（改正）

保護者各位

糸満市立糸満南小学校
校長 屋良 朝俊
(公印省略)

台風襲来時の対応について（変更のお知らせ）

今週はじめての台風7号の通過により、県内各教育委員会や各学校の対応に違いがあり、他校では混乱があったようです。糸満市小中学校長会ではその反省を踏まえ、児童生徒の安全確保の観点から協議を行い対応について共通理解を図り、対応の方法を見直すことにしました。

今後の暴風警報発令に伴う学校の対応については、下記の「2 暴風警報が解除になった場合」の対応を変更いたしますので、宜しくお願いいたします。

尚、学校からはメーリングサービスや学校ホームページでも発信しますので、学校への電話での問い合わせは、緊急時以外は控えていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 台風により臨時休業となる場合

(1) 「暴風警報」が発令されているとき

※通常、テレビやラジオで「本島地方の小・中・高等学校は、臨時休業になります」という旨の放送やテロップが流されます。

(2) 暴風警報が、9時までに解除されない場合は、そのまま一日休業です。

(3) 休業の間は、危険防止のために絶対に外出させないで下さい。

2 暴風警報が解除される場合

	解除時刻	登校時刻	給食	時間割	下校時刻
1	午前6時より前	通常通り	○	通常通り	通常通り
2	午前6時～9時前	10時30分までに登校	×	午前中 3・4校時の授業	12時40分
3	午前9時以降	引き続き休校	×	・外出しない。 ・各家庭で学習をする	

※警報が解除されても引き続き、風雨が強いことがあります。周りの状況を確認し、十分に警戒しながら登校させて下さい。

※「解除される場合」の対応については、状況に応じて解除されたが風雨が強く、児童の安全が確保されないと学校が判断した場合は、引き続き臨時休校とする場合があります。

3 日課途中で暴風警報等が発令された場合

・児童が登校後に警報が発令された場合や危険が予想される場合には授業を取りやめ下校となることがあります。その際、電話、メーリングサービス、ホームページでお知らせします。

【台風等の影響で、学校から保護者への引き渡しが必要な場合】

(1) 電話、メール等で保護者へ連絡します。

(2) 保護者と連絡がとれない児童は連絡がとれるまで学校で待機させます。

